防炎性能に係る耐洗たく性能の基準の一部を改正する件について

令 和 ８ 年 ３ 月
消 防 庁 予 防 課

１．改正概要

防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和 48 年消防庁告示第 11 号）では、洗たく方法を定める中で、洗たくに用いる温水の基準として日本産業規格（JIS）の「K0101（工業用水試験方法)」を用いている。

日本産業規格（JIS）では、これまで水質の環境基準や排水基準等の試験方法として「K0101（工業用水試験方法)」、「K0102（工場排水試験方法)」が採用されていたが、試験項目が多く改正作業が非常に煩雑で、技術動向に即したタイムリーな改正が困難という課題があったため、類似する２つの規格を統合した上で試験対象分野毎に分冊化し、新たな規格として全５部からなる「JIS K0102 規格群（工業用水・工場排水試験方法)」が制定された（令和６年 10 月 21 日までに公示済み。)。従前の「K0101（工業用水試験方法)」については、令和８年中に廃止される予定である。

これに伴い、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準について、同基準で引用している「K0101（工業用水試験方法)」を統合後の同等の規格である「K0102-3(工業用水・工場排水試験方法―第３部：金属)」に改正するものである。

２．施行期日

公布の日

３．経過措置

なし

４．スケジュール

【パブリックコメント】なし

【　公　　布　】令和８年３月 18 日（予定）

・参照条文

◆防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和四十八年消防庁告示第十一号）

第三　洗たくの方法

洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところによらなければならない。

［一　略］

二　水洗い洗たくは、次の(一)に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。以下同じ。）を用い、次の(二)に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。

［(一)　略］

(二)　洗たく方法

イ　温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）一リットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。

［ロ～へ　略］

［三　略］